相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市氷川町七〇八番地、最後の住所埼玉県草加市氷川町一八五番地宮前荘二〇一号　被相続人　亡　加藤喜味子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十六日

埼玉県越谷市弥生町一番四号越谷弥生ビル四階　隅田法律事務所

相続財産管理人　岡本　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区中島三丁目四番地、最後の住所川崎市川崎区中島三丁目四番二一号　被相続人　亡　小林喜八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十六日

川崎市幸区堀川町五八〇番地ソリッドスクエア西館三階多摩川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増田　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡下諏訪町六〇九三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤木　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十六日

長野県諏訪市湯の脇二丁目一一番一一号

相続財産管理人　早出　由男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府船井郡丹波町字富田小字美月二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森田　蜜治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十六日

京都府南丹市園部町宮町西三五番地一〇

清水明生司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　清水　明生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市中区堀上町二七二番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　追上　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十六日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市介良乙二三六二番地、最後の住所高知市越前町二丁目二番二八号　被相続人　亡　大久保明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十六日

高知市本町五丁目二番一八号岡林ビル三階

相続財産管理人　弁護士　稲田知江子

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月二十六日

一、墳墓等所在地　山口県防府市迫戸町一一―一

一、墳墓等の名称　満願寺境内墓地内

一、死亡者の本籍及び氏名　横沼幸助夫婦他五基

不詳、山縣●十助他三基不詳、家村●兵衛他二基不詳、伊勢屋他三基不詳、西村吉右衛門他四基不詳、山根貢・山根●六助、山縣氏之墓他五基、精庵太覺梁居士他三基不詳、横沼●三郎、青山先祖代々之墓、小沢清吉夫婦他一基不詳、有近●●助、波多野●●門、靖圓●光信女、梅司家代々之墓他二基、伊藤家代々之墓二基不詳、山本知作夫婦、山根先生夫婦、岩本静子乃墓、大津スミ之墓他二基不詳、田村先生之墓、山田眞助、高木●夫婦、別不詳七基　※●は読取り不能

一、改葬を行おうとする者　山口県防府市迫戸町一一―一　宗教法人満願寺

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備の為に無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日迄にお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月二十六日

一、墳墓等所在地　熊本市稗田町一の一

一、墳墓等の名称　妙教寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　熊本市稗田町一の一　法輪山　妙教寺　住職　吉田　義純　連絡先電話番号〇九六―三五三―四四七七

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年七月二十六日

左記代理人　社団法人　日本家畜商協会

会長　髙橋　勝

住所　北海道網走郡美幌町字青葉一の二二の二

氏名　飯島　寛幸

住所　北海道網走郡美幌町字新町一の六三の七

氏名　木下　博正

住所　北海道網走郡大空町女満別豊里二〇七の三

氏名　羽生　辰次

住所　北海道網走市字北浜一六の七

氏名　不破　一

住所　北海道名寄市西一〇条北九の一四三の七

氏名　岸川　昭市

住所　北海道名寄市西九条北五の一八の九三

氏名　田中　光幸

住所　北海道中川郡美深町字吉野一八〇

氏名　南　英和

住所　岩手県盛岡市下鹿妻字長持一〇四

氏名　小笠原忠光

住所　岩手県岩手郡葛巻町江刈第八地割二三の五

氏名　深沢　久

住所　岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川第一九地割三八

氏名　菅原　力

住所　岩手県胆沢郡金ヶ崎町永栄沖一

氏名　及川　長治

住所　宮城県黒川郡大郷町中村字屋舗五一の八一

氏名　管野　直志

住所　宮城県仙台市若林区若林四の二の七

氏名　佐竹　一男

住所　宮城県仙台市宮城野区燕沢字案内沢南五六

氏名　庄司　安吉

住所　宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢二九

氏名　高橋　信吾

住所　宮城県仙台市宮城野区宮千代二の六の二

氏名　飯田幸三郎

住所　宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小田一の八

氏名　三浦　惣司

住所　宮城県宮城郡松島町幡谷字地蔵四二

氏名　太斉　雅一

住所　宮城県多賀城市笠神字葦畔三〇

氏名　山田　俊雄